

ドライブレコーダー導入促進助成事業

【実施要領】

1. 助成対象装置

- (1) ドライブレコーダー車載器で、環境優良車普及機構により「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン」の基準で分類され、一定の評価を得られたもので、別表に示すもの。
- (2) 岐阜及び飛騨ナンバーの事業用貨物自動車に、令和6年3月16日から令和7年3月14日に新規（新品）導入する機器を対象とする。

2. 助成金額

- (1) 車載器（本体・標準付属品）価格の1/3（千円未満切捨て）で、下記①～⑤に示す限度額までとする。

- ① 運行管理連携型 : 上限額 30,000円
- ② 標準型 : 上限額 20,000円
- ③ 簡易型 : 上限額 10,000円
- ④ デジタコ一体型 : 上限額 50,000円
- ⑤ バックカメラ一体型 : モニター価格の1/6で上記上限額まで

※注：国の補助を受ける機器は、トラック協会の助成は受けることができません。

- (2) 保有車両数（以下、車両数）により、助成台数の上限を設ける。

- ① 車両数30両以下は、10台まで（ただし、保有車両数まで）。
 - ② 車両数30両超は、車両数の3分の1（小数点以下切上げ）とし、30台を上限とする。
- ※保有車両数（被牽引車を除く）は、令和6年3月末日現在とする。

3. 予算

1,490万円

4. 交付申請期間

令和6年4月22日（月）～ 令和6年12月20日（金）

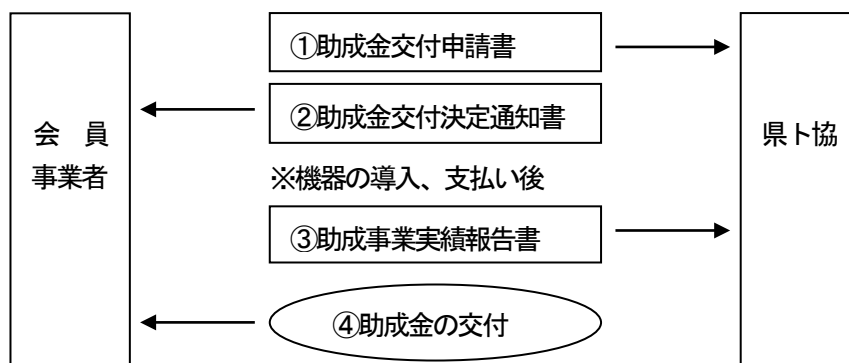
5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

- (1) 交付決定通知：申請受理日から1ヶ月を目途に通知するものとする。
- (2) 助成事業実績報告書（様式3）
原則、車両登録または支払後一か月以内（令和6年3月～4月登録は除く）
最終報告期限は、令和7年3月14日（金）とする。（機器代金の支払いは3月31日迄認める。）

〈助成のフローチャート〉



※交付決定後の申請の変更又は取り下げは、「助成金交付申請（変更・取下）届出書」が必要です。